

政令月収の求め方

①世帯の所得額を求める

※所得・・・町県民税課税証明書の「〇〇年分合計所得金額」に記載された額

続柄	年収
世帯主	
合計	A

②各種控除金額を計算する

着色部に該当の場合は本人の戸籍全部事項証明書で要確認

控除名	内容	金額	控除金額
同居控除(親族控除)	本人以外の同居者	380,000円×人数	
	控除対象配偶者で入居者及び同居者以外の者		
	扶養親族で入居者及び同居者以外の者		
老人扶養控除	70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	100,000円×人数	
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000円×人数	
特別障害者控除	本人や同居控除対象者(遠隔地扶養親族を含む)が 身体障害1～2級・療育A・精神障害1級等	400,000円×人数	
障害者控除	本人や同居控除対象者(遠隔地扶養親族を含む)が 身体障害3～6級・療育B・精神障害2級等	270,000円×人数	
寡婦・寡夫控除	本人や同居親族で、夫と死別・離婚後再婚しないもので 扶養親族又は総所得金額が38万円以下の生計を一にする子がある者	270,000円以内で本人の所得の範囲内	
	本人や同居親族で、夫と死別後再婚せず合計所得金額が500万円以下の者		
	本人や同居親族で、妻と死別・離婚後再婚しないもので総所得金額が 38万円以下の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の者		
	本人や同居親族で、婚姻歴がないまま母になったもので、現在も結婚しておらず 扶養親族又は総所得金額が38万円以下の生計を一にする子がある者		
	本人や同居親族で、婚姻歴がないまま父になったもので、現在も結婚しておらず 38万円以下の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の者		
	合計		

③政令月収を算出する

(所得額の合計-控除額の合計)を12ヶ月で割る

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得額の合計} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収} \\ \hline \\ \hline \end{array}$$

* 政令月収額により家賃が変わります

	下限	上限
1分位	0	104,000
2分位	104,001	123,000
3分位	123,001	139,000
4分位	139,001	158,000
5分位(収入超過者)	158,001	186,000
6分位(収入超過者)	186,001	214,000
7分位(収入超過者)	214,001	259,000
8分位(収入超過者)	259,001	313,001

それぞれの分位ごとの家賃は建物によって異なります